安全の手引き

2024年7月 在瀋陽日本国総領事館 在大連領事事務所

目次

- I はじめに
- Ⅱ 防犯の基本的心構え
 - 1. 自分と家族の安全は自分で守る
 - 2. 予防が最良の危機管理
 - 3. 万全な準備をする
 - 4. 安全の為の三原則
 - 5. 中国文化、歴史への理解
 - 6. 住居での安全確保
 - 7. 情報収集の重要性
 - 8. 「在留届」の提出(3か月以上滞在する方は提出して下さい)《重要》
 - 9. 精神衛生と健康管理に留意《重要》

大連滞在中の注意事項

- 1. 治安状況一般
- 2. 在留邦人の犯罪被害の傾向及び被害事例
- 3. 基本的な法律知識

防犯のための具体的注意事項

- 1. 住居・ホテル
- 2. 屋外
- 3. 立ち入り禁止区域について
- 4. 交通事故対策
- 5. タクシー利用時における注意点

Ⅲ 緊急事態への対応《重要》

- 1. 緊急事態に対する日頃からの備え
- 2. 緊急事態が発生した場合の対応
- 3. 緊急連絡先
- 4. 緊急時の中国語リスト

I はじめに

大連市は、戦前より日本と歴史的、経済的につながりが深い土地柄であり、日系企業も多数進出しています。大連を訪れる日本人観光客・出張者などの短期滞在者は、コロナ禍による入国制限以前は年間延べ約33万人(中国側統計)、令和5年10月1日現在での在留邦人数は3,067人(外務省統計)です。主なホテルやレストラン等では日本語が通じるところも多くあり、日本人にとっては住みやすい都市と言えるでしょう。

中国全体の治安状況は全体的には比較的安定していますが、窃盗、傷害等の各種犯罪は日常的に発生しているほか、外国人であることを狙った詐欺やぼったくり等もあります。更に、大規模事故や自然災害等の緊急事態はいつ発生してもおかしくありません。大連市も例外ではありませんので、日頃から安全対策に注意を払うとともに、緊急事態への備えを意識することが重要です。

当事務所では、大連市在住の在留邦人やビジネス・留学等で大連に長期滞在予定の方々、旅行や出張等で大連を訪れる皆様の安全対策のご参考として、「安全の手引き(大連)」を作成しましたので、ご活用頂ければ幸いです。

Ⅱ 防犯の基本的心構え

大連に滞在中の日本人が大連で事件・事故にあった場合、先ず責任をもって対応するのは中国側の関係当局であり、捜査も含め中国の主権の下に処理されます。

この場合、在外公館である当事務所としては、邦人保護の観点から出来る限りの支援を行ないますが、日本の主権が直接及ばない外国の地ですから自ずとできることに限りがあります。

したがって事件・事故を未然に防止し、また、実際に発生した場合でもその被害を最小限にと どめるために、日頃から次のことを心がけましょう。

1. 自分と家族の安全は自分で守る

大連市の治安が如何に他の都市と比較して良好であるとしても、ここが日本とは事情が異なる 外国であることを認識し、<u>自分と家族の安全は自分達自身で守るという強い心構えが極めて大</u> 切です。 特に日本国内と同じレベルで事件・事故の処理や対応が当然得られるという錯覚に陥っていると、何らかのトラブルに巻き込まれたときに適切な対応が出来ません。

2. 予防が最良の危機管理

事件・事故などに巻き込まれてからでは手遅れです。予防こそが最高かつ最重要の危機管理であることを心に銘じ、予防のためにできること、必要な努力(及び経費)は惜しまないことが必要でしょう。

3. 万全な準備をする(海外旅行(赴任)保険に加入する)

中国での生活において、思わぬ事故に遭遇する可能性が決してないとは言えません。もし事故に巻き込まれ医療機関にかかった場合、高額な治療費が請求されるケースも珍しくありません。また、日本への緊急移送が必要な場合には、数百万円から数千万円の費用が必要になります。不測の事態が発生した場合に備え、海外旅行保険や海外赴任保険に加入することをお勧めします。なお、クレジットカードには海外旅行保険特約のついたものがありますが、保険適用期間、疾病、事故等の原因による適用基準サービス等の範囲はカードにより様々ですので、

4. 安全の為の三原則

≪重要≫ セルフディフェンスの基本3原則

「目立たない」「行動を予知されない」「用心を怠らない」

【目立たない】

必要以上に華美な服装・装飾品をつけたり、目立つ行動をとったり、公共の場では日本語で大 騒ぎすることは控える。

【行動を予知されない】

行動のパターン化(通勤、通学、買物、娯楽、外食の際の移動のルートや時間などの固定化) を避けるよう心掛ける。

【用心を怠らない】

現地の治安状況は急に変化することもありますので、家族全員、会社全体で気持ちを引き締め、常に用心を怠らない。

5. 中国文化、歴史への理解

一般的に、中国人は日本人の言動に敏感なところがあるため、節度ある言動が望まれます。 特に、日本語の罵り言葉は比較的広く浸透しており、思わぬトラブルになるので、注意が必要で す。

また、過去の歴史にかかわる以下のような「記念日」においては、日本関連の行事開催には慎重な検討が望まれます。

5月4日(1919年) 五·四運動(反帝国主義、反封建主義運動)

6月5日(1941年) 重慶爆撃記念日

7月7日(1937年) 廬溝橋事件

8月15日(1945年) 終戦記念日

9月3日(1945年) 「抗日戦争勝利記念日」

9月11日(2012年) 尖閣三島の取得・保有

9月18日(1931年) 柳条湖事件(満州事変)

12月13日(1937年) 南京入城(「南京大虐殺犠牲者国家追悼日」)

日本や日中関係を巡って中国人の対日感情が悪化した場合、日本の大使館や総領事館、企業や商店を標的としたいわゆる反日デモ等が発生することがあります。街中でデモ等を見かけた場合は、近づかないようにし、その場を離れてください。2012年には、尖閣諸島を巡って中国国内で中国人の反日感情が高まり、各地で抗議デモが発生し、大使館、総領事館や日系企業が被害に遭った他、日本人への暴行や日本人をタクシーには乗せない、ホテルに宿泊させない等の嫌がらせ事案が発生しています。

また、日本人であるというだけで嫌がらせをされる事案が発生していますので、常に反日感情をもった中国人がいることを意識してください。

6. 住居での安全確保

住居は生活の基盤であり、住居の安全を確保することは安全対策の中でも最優先事項です。

大連では、住宅事情の変化も著しく、選択肢が増えていますが、住宅を選ぶ際には、住まいの管理体制、警備状況、付近の環境をよくチェックすることが重要です。

*旅行者の方はまず、安全なホテルを選ぶことです。安全性の高いホテルは当然のことながら 経費も高くなります。安全を優先せず、安く済ませることが結果的に犯罪に巻き込まれ、却って 高くつくことになる場合があります。

7. 情報収集の重要性

安全の為の情報収集は、海外生活では欠かすことのできないトラブル防止策です。日頃から、新聞、テレビ、SNSのニュースには注意を払うとともに、治安情勢、対日感情などに関する様々な情報が得られるような人間関係の構築やネットワーク作りを心掛けることが必要です。今、大連ではどのような事が起き、どのような事に注意しなければならないのか、常に関心を寄せることが大切です。

8. 「在留届」の提出(3か月以上滞在する方は必ず提出して下さい)

海外に3か月以上滞在する方は、当事務所に必ず在留届を提出してください(旅券法第16条で在留届の提出が義務付けられています)。事件・事故・災害が発生した場合、日本国大使館・総領事館・領事事務所は在留届をもとにみなさまの安否確認や各種援護活動を行います。

なお、3か月未満の海外渡航を予定されている方については「たびレジ」の登録をお願いいたします。渡航先の最新安全情報や、緊急時の通報等を領事事務所からの連絡である「領事メール」で受け取るためには、在留届や「たびレジ」で正しくメールアドレスを登録することが必要です。

住所、電話番号、メールアドレスに変更が生じた場合や日本に帰国する場合には「変更届」・「帰国・転出届」をオンラインで変更を行うか、当事務所までご提出ください。

〇インターネットでの提出 オンライン在留届(ORR ネット)

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

OFAX・郵送での提出(当事務所HP在留届をご覧下さい)

https://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp

〇「たびレジ」の登録

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

9. 精神衛生と健康管理に留意

生活環境や習慣の変化に対応し、長期間緊張を持続させることは容易ではありません。精神的にも肉体的にも定期的なチェックとリフレッシュが必要となります。精神と肉体の健康は、何より自己管理が重要です。体調に異変を感じたり、精神的に不安を覚えたりした場合には、早め早めに必要な検査を受けてください。

大連滞在中の注意事項

1. 治安状況一般

大連は中国国内でも比較的治安が良いと言われておりますが、スリや置き引きといった窃盗事件及び住居や会社事務所などへの侵入盗難事件、車上荒らし、電信詐欺などの一般犯罪はやはり発生しており、中には殺人事件や強盗、傷害事件など凶悪犯罪と呼べる類いのものも含まれております。

また、在留邦人や旅行者が置き引きやスリによる被害(旅券や貴重品の盗難)、あるいはビジネスにまつわる各種トラブル(軟禁、暴行等)に巻き込まれた事例や深夜の盛り場でトラブルに巻き込まれ負傷する事例、マッサージ店での買春により当局による処罰、美人局により金品を請求された事例も報告されています。

2. 在留邦人の犯罪被害の傾向及び被害事例

大連において日本人が被害に遭ったトラブルや犯罪事例は以下のとおりですが、特に注意すべき犯罪は、スリ、置き引きなどの窃盗事件です。これはバッグなどの荷物を身近に置いていなかった、身近に置いていたがつい目を離してしまった隙に何者かによって持ち去られてしまったとの被害が報告されています。その他にも経済トラブルによる軟禁・暴行、各種詐欺被害、タクシー乗車時のトラブルなど犯罪被害は多様化する傾向にあります。

一方で、トラブルの主因が日本人であるケースもあります。例えば、買春、賭博、ビザ(査証)・居留許可の期限切れ、違法DVD(海賊版DVD)の持ち出し、無許可での未開放地域立ち入り等に対し行政処分を受けるといった事例があります。

さらに、<u>麻薬・覚醒剤の密輸容疑で日本人が逮捕され、実刑判決を受けた事例もあります。麻薬・覚醒剤犯罪に関して、中国は日本に比べ刑罰が大変重いので、直接的にも間接的にも同</u>犯罪に荷担することのないように気をつけてください。

麻薬等違法薬物犯罪に巻き込まれないためには、薬物に関係しているような怪しい人物とは 関わらないように留意し、薬物使用等に関する誘いや、怪しい物品の保管、運搬の依頼は断固 として断ることが大切です。

《過去に報告のあった具体的事例》

- ○地下街、飲食店、デパート、ホテル等での置き引き・スリ被害
- (主な被害:旅券、現金、貴金属・カメラ類)
- 〇暴漢による暴行被害、強盗傷害被害
- 〇スリの現行犯を追跡した結果、同犯人から刺されて負傷した事案
- 〇ホテルの部屋で来訪者を確認せずドアを開けたことによる強盗被害
- ○夜間、盛り場でのトラブルが起因となる傷害事件
- ○タクシーや各商店などで買い物をした際、釣り銭等で偽札を渡された事案
- 〇ホテル付近で声を掛けられた女性との買春容疑で拘留
- その他、税関トラブル、違法マッサージ店等での摘発など様々な被害があります。

3. 基本的な法律知識

海外で生活するにあたり、滞在国の法律についてある程度の知識が必要となります。「法律を知らなかった」というのは抗弁になりません。日頃から生活や仕事に関連する法律や法律知識を身につけることが大切です。以下は、外国人が中国に滞在する際に注意すべき法律を一部抜

粋したものです。詳細は中国側各担当部署にお問い合わせください。

(1) 旅券・居留証の携帯義務:中華人民共和国出入境管理法

- ① 中国に在留又は短期滞在する16歳以上の外国人は、必ず旅券又は国際旅行証もしくは 停留・居留許可証を携帯し、公安機関の検査に備えなければならない。(法第38条)
- ② (①の違反に対しては)警告を与え、2,000人民元以下の罰金を科すことができる。(法第76条)

(2) 臨時宿泊先の登記:中華人民共和国出入境管理法

- ① 外国人が中国国内のホテルに宿泊する場合は、ホテルは規定に基づき、宿泊登記手続きを行わなければならない。外国人がホテル以外の住所に居住もしくは宿泊する場合は、入居(チェックイン)後24時間以内に本人もしくは宿泊先の者が、(管轄の派出所に)登記手続きを行わなければならない。(法第39条)
- ② (①の違反に対しては)警告を与え、2,000人民元以下の罰金を科すことができる。(法第76号)

(3) 不法滞在:中華人民共和国出入境管理法、同国外国人入境出境管理条例

- ① 以下に挙げる状況が外国人の不法滞在にあたる。(条例第25条)
 - ア ビザ、停留・居留許可で規定された期限を越えて停留・居留している場合
 - イ ビザ免除で入国した外国人がビザ免除期限を超えて滞在し、かつ停留・居留許可手 続きを行っていない場合
 - ウ 規定された停留・居留区域を超えて活動した場合
 - エ その他
- ② 不法に滞在した場合は、警告を与え、違反の程度が著しい場合は、不法滞在1日につき500人民元、総額1万人民元未満の罰金もしくは15日以下の拘留を科す。(法第78条)

(4) 人民元及び外貨の持込・持出制限:外貨現金携帯持込持出管理暫定規定等

- ① 5,000ドル相当以上の外貨を中国に持ち込む場合には、税関に申告する必要がある。
- ② 中国国外への外貨の持出の上限は5,000ドル相当であり、規定された額以上の外貨を持ち出す場合には、銀行で外貨持出許可手続きを行い、税関に提出する必要がある。
- ③ 人民元の持込持出の上限額は2万人民元である。 規定に違反した場合は、行政処分に科し、処分手続完了後に出入国を許可する。

(5) 違法買春:治安管理処罰法

繁華街にあるカラオケ店やマッサージ店の中には買春や性的サービスを誘う店がありますが、これらは「治安管理処罰法」によって拘留及び罰金刑に処されるほか、国外退去処分を受け数年間中国への入国が禁止されるケースもあります。したがって、そのような行為に誘われてもはっきりと断ることが肝要です。

(6) 「軍事禁区」、「軍事管理区」への立ち入り禁止:軍事施設保護法

- ① 軍事禁区と軍事管理区には(その区域が一般人にも軍事施設だとわかるよう)規定に基づいた標識を設置する。(法第9条)
- ② 以下の行為の1つをした者は、「中華人民共和国治安管理処罰法」第23条の処罰規定を 適用する。(法第43条一部)

ア 軍事禁区や軍事管理区に違法に侵入し、制止に従わない者。イ 軍事禁区や軍事管理区に対し、撮影・録音・偵察・測量・描画・記述を違法に行い、制止に従わない者。

〇「測量法」違反とされたケース

GPS を用いて中露国境に近い辺境地域を旅行していたところ、国土資源局に身柄を拘束され、長期間取調べを受けた後、GPS 機器や地図等を没収されたほか、罰金数万元の支払いと強制退去を命じられた。

○「中国国家文物保護法」に抵触する恐れがあるとされたケース

考古学研究のため、中国関係機関と調整の上、博物館や遺跡の見学を行っていたところ、 国務院の許可を得ずに見学を行ったとして文化市場総合執法支隊に身柄を数日間拘束され、長時間の取調べを受けた。最終的には無罪放免となったが、カメラ内のメモリーデータや メモが没収された。

実際に中国国内で邦人が遭遇した思わぬトラブル例

○「軍事施設保護法」関連違反とされたケース

旅順(大連市旅順口区)で軍艦のような船が停泊しているのを、写真に収めたりしつつ、市街地を散策していたところ、公安警察に呼び止められ、そのまま身柄を拘束されて長時間事情聴取を受けるとともに、写真データを没収され、罰金の支払いと即時立ち退きを命じられた。

(7) いわゆる「スパイ行為」

ア 中国は、2014 年に「反スパイ法」(反間諜法)を制定し、2023 年 4 月には「スパイ活動」への対策を強化する改訂を行う等、「国家安全」に危害を及ぼす行為への対策を強化しています。 当局から関連法規に違反したとみなされると取調べや長期間の身体拘束を余儀なくされたり、 重い刑罰を科されたりするおそれがあるので注意が必要です。

刑法や反スパイ法には、「スパイ罪」、「スパイ行為」等が規定されていますが(後記(3)に詳述)、幅広い行為が「スパイ行為」とされている上、「その他のスパイ活動」も「スパイ行為」の1つとして規定されているため、列挙されているもの以外にも様々な行動がスパイ行為とみなされる可能性があり、これらの法律の内容が当局によって不透明かつ予見不可能な形で解釈・運用される可能性もあります。

また、いわゆる「スパイ行為」のほか、中国では、「軍事施設保護法」、「測量法」等に違反するとされる行為も「国家安全に危害を及ぼす」とされ、拘束や刑罰の対象になる可能性があります。

さらに、2024 年 2 月、中国国内の機関や企業による国家秘密の管理徹底を目的として国家 秘密保護法の改正が行われ、5 月 1 日に施行されました。国家秘密の定義や具体的な運用 について不透明であるため、入手した情報の共有や発信が違法とみなされる可能性がありま す。

イ 具体的な留意事項

上記のような関係法規に関して、特に以下の諸点に十分留意してください。

(ア)刑法第 110 条、反スパイ法第 4 条第 2 号には、「スパイ組織に参加する」、「スパイ組織及びその代理人の任務を引き受ける」といった行為が「スパイ行為」に当たるとされています。中国側は具体的にどのような組織や人物が「スパイ組織及びその代理人」に該当するか明らかにしておらず、国家安全当局から「スパイ行為」をしたとみなされた場合、厳罰に処せられる

可能性がありますので、この点、特にご留意願います。

注:中国で発行されている反スパイ法の解釈本(王愛立主編「中華人民共和国反間諜法釈

義」)によれば、「スパイ組織」とは「外国政府若しくは国外の敵対勢力が設立する、我が国の政治、経済、軍事等の面における国家秘密、インテリジェンス等の情報を収集し、若しくは我が国に対して転覆、破壊等の活動を行い、我が国の国家安全と利益に危害を及ぼすことを主な任務とする組織を指す」とされています。

- (イ)中国政府の国家秘密、インテリジェンス等を持ち出したり、国外の組織にそれらを提供したりするのみならず、国家秘密、インテリジェンス等に該当するとされる情報(文書、データ等を含む)を何らかの手段で取得、保有しただけで、「スパイ行為」とみなされ、厳罰に処されるおそれがあります。
- (ウ)「軍事禁区」や「軍事管理区」と表示された場所は、軍事施設保護法により、許可のない立ち入りや撮影等が禁止されていますので、特に注意する必要があります。
- (エ)無許可のまま国土調査等を行うことは違法とされています。GPS を用いた測量、温泉掘削等の地質調査、生態調査、考古学調査等に従事して地理情報を収集、取得、所有等をした場合も、「国家安全に危害を及ぼす」として国家安全当局に拘束される可能性があります。(手書きのものを含む)地図を所持するだけで、その対象とみなされる可能性があります。
- (オ)「統計法」では外国人による無許可の統計調査も禁止されており、学術的なサンプル調査 (アンケート用紙配布等)を実施する場合等でも、調査行為が法律に抵触することがあります ので、共同調査を実施する中国側機関(学校等)との十分な打合わせが必要です。活動内容 が「調査」や「情報収集」に該当する可能性がある場合には、細心の注意が必要です。
- (カ)上記の各行為については、最近の行為(直近の中国入国時の行為)のみならず、過去の行為(以前の中国入国時の行為や中国以外での行為等)についても調査等の対象になり得ることに注意する必要があります。
- ウ 中国国家安全部が公表しているスパイ事案摘発等の例(中国人のみならず、外国人にも関係する可能性がある事例があります。)
- (ア) 外国人が、中国の国家機密を違法に外国に提供した。
- (イ) 外国人が、国家機密情報を含む大量の情報を収集した。
- (ウ) 出会い系アプリで知り合った女性からの依頼を受け、報酬を得るため、および女性の歓心 を買うため、中国軍艦の停泊地や出港の様子を撮影した。
- (エ) 軍用飛行場の施設、戦闘機の配置などを違法に何度も撮影し、ネット上で公開した。
- (オ) 外国人が外国機関の指示を受け、自然保護区で多数の野生植物の標本や種子サンプル を違法に発掘・採取し、違法に海外に輸送した。
- (カ) 観光を名目に中国の自然保護区に複数回入り込み、大量の昆虫サンプルを採取し、国外に持ち出していた。
- (キ) 中国の国家級湿地保護区と森林等において、検査機器を多数設置し、地理、気象、生物などの機密データを違法に収集した。
 - ※国家安全部 WeChat 公式アカウント(公衆号:gh_b056d127ad86)より抜粋。
- オ 関連規定(反スパイ法、刑法)
- (ア)「スパイ行為」の定義

「反スパイ法」第4条

「本法に言うスパイ行為とは以下の行為を指す。

(一)スパイ組織及びその代理人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内外の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、中華人民共和国の国家安全に危害を及ぼす活動。

注:中国で発行されている反スパイ法の解釈本(王愛立主編「中華人民共和国反間諜法釈義」)によれば、「国外の機構」とは、「中華人民共和国の国境外の国・地域の機構、例えば、政府、軍隊及びその他の関係当局によって設立された機構を指す。また、上記の国外の機構が我が国国内に設立した支部機構若しくは代表機構も国外の機構に属する。」とされており、「国外の組織」とは、「主に中華人民共和国の国境外の国・地域の政党、社会団体、非政府組織及びその他の企業、事業組織等を指す。同様に、上記組織が中国国内に設立した支部組織若しくは代表組織も国外の組織に属する。」とされています。

- (二)スパイ組織に参加する、若しくはスパイ組織及びその代理人の任務を引き受けること、又はスパイ組織及びその代理人に頼ること。
- (三)スパイ組織及びその代理人以外のその他の国外の機構、組織、個人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、国家秘密、インテリジェンス及びその他国家の安全と利益に関わる文書、データ、資料、物品の窃取、偵察、買収、不法提供、又は国家の職員を策動、誘惑、脅迫、買収し、裏切るようにさせる活動。
- (四)スパイ組織及びその代理人が実施する、若しくは他人に指示、資金援助して実施する、又は国内外の機構、組織、個人がそれと互いに結託して実施する、国家機関、秘密に関わる機関若しくは重要情報インフラ等に対するサイバー攻撃、侵入、妨害、制御、破壊等の活動。
- (五)敵に攻撃目標を指示すること。
- (六)その他のスパイ活動を行うこと。

スパイ組織及びその代理人が中華人民共和国の領域内において、又は中華人民共和国の 公民、組織その他の条件を利用し、第三国に対するスパイ活動に従事し、中華人民共和国の 国家安全に危害を及ぼすものは、本法を適用する。」

(イ) 刑法上の「スパイ罪」の罰則規定等

●刑罰(いわゆる「スパイ罪」)

「刑法」第 110 条:①スパイ組織に参加する、またはスパイ組織や代理人の任務を引き受ける、②敵に攻撃目標を指示する行為で国家の安全に危害を及ぼした場合は、10 年以上の懲役または無期懲役に処するとし、情状が比較的軽い場合は 3 年以上 10 年以下の懲役に処する。「刑法」第 111 条:国外の機構、組織または人員のために、国家秘密またはインテリジェンスを窃取、偵察、買収、不法に提供した者は、5 年以上 10 年以下の懲役に処するとし、その情状が特別に重い場合には、10 年以上の懲役又は無期懲役に処し、情状が比較的軽い場合は、5 年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。「刑法」第 113 条では、上記刑法第 110 条の罪や刑法第 111 条の罪等について、中国及び人民に対する危害が特別に重大、または情状が特別に悪辣である場合には、死刑に処されることがあります。

この章の罪(国家安全危害罪)を犯した場合には、財産没収を併科することができるとしています。

●行政罰

「反スパイ法」第 54 条により、行政拘留(15 日以下)や罰金(5 万人民元以下または違法所得の 2 倍以上 5 倍以下)に処される可能性があります。

※中華人民共和国反間諜法(https://www.gov.cn/yaowen/2023-04/27/content_5753385.htm)※国家安全機関の行政法執行手続規定

(http://www.legaldaily.com.cn/index_article/content/2024-04/26/content_8989528.html)

(8) 写真撮影、政治活動、宗教活動、集会等

写真撮影は、撮影した対象が国家機密に触れると判断された場合は重罪となりますので、 撮影可能な場所なのか否かを事前によく確認しておくことが肝要です。

特に、軍事関係の施設・設備、国境管理施設等の一部の公的施設等では写真撮影が厳しく制限されており、決して興味本位でこれらの施設等を撮影しないようにしてください。逮捕に至らなくても当局から一時拘束され、撮影した写真を調べられ、削除を求められる事例が少なくありません。また、一般市民や少数民族等による街頭デモ等の政治活動を写真撮影していて、警察官から撮影データの削除をその場で求められたり、携帯電話やカメラ、パソコン等の記憶媒体を取り上げられたりした例もあります。スケッチも取締り対象になる可能性があります。なお、一部の博物館、美術館等では写真撮影が禁止されています。

政治的と見なされる外国人の集会や行進、示威的な活動等を行うことは厳しく制限されています(「集会遊行示威法」等)。これらの活動に参加し、公安局等主管機関の関係法令等に違反した場合、活動の種類や程度によって処罰を受けます。ビラを配布しただけでも、その記載内容が違法または犯罪と認定されれば、厳罰が科せられることになります。

中国では外国人の宗教活動は厳しく制限されており、2018 年に全面改正された「宗教事務条例」や「外国人宗教活動管理規定」等の宗教関連法令の規定に基づき、外国人の宗教活動管理が厳格化されています。個人の「信教の自由」は認められているものの、外国人や外国の宗教団体が中国政府の宗教当局の許可なしに独自に中国人や外国人への宗教活動を行うことはできません。非公認の宗教団体の活動、非公認場所での宗教活動、許可を得ていない者による宣教活動や集会等はすべて違法行為とみなされ、特に外国人が中国人に対して布教することを禁止しています。外国人が「違法宗教活動」に従事したとみなされ、当局に拘束され、拘留や強制退去処分を受けている例があります。

中国では、集会の開催が厳格に規制されており、特に外国人による集会の開催は強く警戒されます。100 人以上の集会の開催は公安局(派出所)への届出が必要で、規模によっては公安の上級機関において集会の許可を取得する必要があります。さらに、政府の重要な会議の期間等、各地の警備強化期間には、集会の届出が受理されないこともあるため、主催団体等より、早めに公安局に届け出ることが肝要です。100 人未満であっても、外国人が集まるだけで監視対象となり、それが中国の政治体制や社会秩序に反する活動(反政府集会、非合法宗教集会等)とみなされた場合には関連法令によって取締りの対象となるとされています。

(9) 監視

中国においては、街中に監視カメラが設置されており、犯罪を未然に防止する等の措置が とられています。携帯電話やパソコン等の通信機器は、機器やアプリを通じて盗聴されている 可能性があることを認識してください。また、WeChat 等の SNS の他、電子メールのやり取りに ついても、同様の状況にあることを意識して利用してください。

(10)旅行制限

チベット自治区への入域に際しては、旅行会社を通じて「入境証」を事前に取得する必要があります。

中国には、外国人が許可なく自由に行ける「開放地区」と制限区域に該当する「未開放地区」 (立入禁止区域)があります。一部の地域が「未開放地区」とされていますが、そのリストが公 開されていないため、外国人にとってはその存在が非常に分かり難くなっています。特に、外国人の訪問が少ない地域を訪れる場合には、同地が「未開放地区」でないかどうか、事前に当局や旅行会社等に確認してください。

防犯のための具体的注意事項

住まい及び職場の管理体制、警備体制がどのようになっているか理解し点検したことがあるか、また警報装置、防火装置、非常階段、監視カメラ等が備わっているか、それら装置の使い方を知っているか等、常に防犯意識を高めることが基本です。

1. 住居・ホテル

- (1)外出時はもちろんのこと、在宅の時も必ず施錠する。
- (2)来訪者が誰であるか、目的は何かを確認するまでドアを開けない。
- (3) 夜間の外出時には、明かりの一部をつけたままにすることも効果的。
- (4)使用人は信頼できる人を雇う。また、使用人を雇い替える時は、カギの交換、増設を考える。
- (5)家の戸締まりは使用人任せにせず、必ず自分で確認する。
- (6)住まいの修理、工事にはできるだけ立ち会う。
- (7) 現金、貴重品は必ず家の中のカギのかかるところにしまう。
- (8)カギを紛失したらすぐに新しいものに取り替える。

2. 屋外

- (1)外出の際は家族や友人等に行き先を知らせ、1人での行動はなるべく避ける。
- (2)中国では、風俗事犯に対する取締りは特に厳しく、買春は違法であり法律による処分の対象となる。また、賭博(パチンコ・パチスロ含む)も禁止されており、法律による処分の対象となる。
- (3)大金を持ち歩かない。また、多額の現金を持ち歩いていると見られることは、自ら危険を招くようなもの。
- (4)かばん・バック類は抱えて持つなど、所持品はしっかり身につける。また、飲食店では、所持品は常に目の届くところに置く、貴重品は必ず身につけるなどの注意が必要。
- (5)人の目を引く服装や高価なアクセサリーをつけての外出は控える。
- (7)男女を問わず、深夜の外出は控える。また、夜間外出するときは、タクシー・自家用車を利用して移動する。特に冬季は夜間の人通りが少なくなるので、注意する。
- (8) 小さな子供を帯同して外出する際は手を離さないよう注意するとともに飲食時においても目を離さないよう十分に注意する。また、昼夜を問わず、子供だけで外出することがないよう十分に注意する。なお、やむを得ず外出する場合には携帯電話を持たせるなど連絡手段を確保する。
- (9) 車両盗難防止のため、走行中は勿論のこと、駐車中でもドアをロックし、窓を閉めておく。運転手がいるのであれば、車内で待機させるか、常に目の届くところにいてもらう。また、車内に物を置いたままにしない。車内に置く場合は面倒でもトランクに収納するなど車外から見えないところに置く。
- (10)万が一、賊に襲われても抵抗せずに先ず自身の安全を最優先する。

3. 立ち入り禁止区域について

中国では、一部、外国人の立ち入りが制限される未解放区域があります。立入り禁止区域であることを知らずに入ってしまった場合でも、関係当局によって罰金、行政拘留、国外退去処分を受けることも想定されるため、中国国内を旅行する際には、事前のチェックが必要です。

特に、大連市旅順口区は、2009年11月、外国人入域規制が大幅に緩和されましたが、依然 として外国人の立ち入りが禁止されている軍関連施設等も多いので、立ち入りの際には、次の 注意を守るようお願いします。

- (1)旅順口区への立ち入りには、旅順北路のほか、従来未解放であった旅順南路及び旅順中 路も利用できる。
- (2)旅順口区内で、軍が管理する施設以外は外国人に開放されているが、軍の管理する施設の中にも、軍港公園、南子弾倉、電岩砲台のように一般観光地と見分けがつきにくい場所もある。
- (3)これらの施設の判別は、個人では十分な対策が取りにくい。また、旅順口区は想定外の事態が発生する恐れもあり、安全確保の面からも個人観光は避け旅行会社等を通じて団体で観光する。

4. 交通事故対策

大連は経済発展に伴い自動車が急増している反面、道路の整備不良、信号機の未設置等ハード面の問題に加え、交通マナー面においても日本とは大きく異なり、大小様々な交通事故が頻繁に発生しています。青信号であっても周囲に警戒することが重要です。

自分で車を運転する場合は、とにかくスピードを出し過ぎないことが肝要です。自転車や歩行者の不意の飛び出しや直前横断は日常茶飯事ですし、車両の急停止、急な進路変更も当たり前ですので、運転には細心の注意が求められます。

なお、歩行者の立場で心がけたいこととして、車道を歩かない、横断歩道や歩道橋を利用して 横断する、など基本的な点に加え夜間は明るめの服を着用したり、車両の流れをよく見極めたり することも大切です。なお、大連では監視カメラによる交通違反の取り締まりが広範囲で行われ ているため、信号無視などしないように注意する必要があります。

5. タクシー利用時における注意点

(1)シートベルトを締める

助手席ではもちろんのこと、後部座席においてもシートベルトを着用してください。タクシーは運転が荒いことが多いため、自分の身を守るためにはシートベルト着用が重要です。

(2)運転手以外の人間が乗車しているタクシーに乗らない・乗せない

知らない場所へ連れて行かれて金品を奪われた上、その場に放置されたり、目的地への道のりが遠回りになり支払いのトラブルなったりする可能性があります。また、当地では相乗りになることがありますが、どの客がいくら支払うかなど、言葉の問題もあってトラブルになりやすいので、運転手から相乗りの許可を求められた場合は断る方が無難です。無断で相乗りして来るケースもあります。

(3) 白タクに注意

空港等のタクシー乗り場等で声をかけてくる所謂「白タク」も存在します。割高な料金を請求されたり、相乗りで遠回りされたりとトラブルの元になります。強引に荷物を車に運ぼうとする場合があるのではっきりと断ってください。

(4)所持品を手元から放さない

降車時には落とし物をしていないか車内を確認してください。ポケットからパスポート、携帯電話、財布等が落ちていることがあります。タクシー運転手によっては高額な携帯電話・財布をそのまま盗む、返す代わりにお金を要求するケースがあります。

(5)トランクの荷物は下ろしてから料金を払う

降車時は支払いに気を取られ、トランクに荷物を忘れることが多いので注意が必要です。

(6)領収書をもらう

車内での忘れ物やトラブル等が発生した場合に、領収書から会社名・車番を特定することができますので、できるだけ受け取るよう心がけてください。

【配車アプリ利用時における注意点】

運転手に不審な動きがあった場合には、アプリ上の「安全中心」ボタン及び「一鍵報警」を押し、 すぐに警察に通報してください。また、アプリ上に表示された車のナンバーとは異なる車が来た場 合は、決して乗車しないようにしてください。

Ⅲ 緊急事態への対応

1. 緊急事態に対する日頃からの備え

平素から最悪を想定して情報の入手から避難に至るまで自分を守るための心構えが大事であり、次の準備等を実行しましょう。

- (1)在留届、帰国(転出)届の提出(所在、連絡先、安否確認の重要な手がかりとなる)
- (2)食料品の備蓄 (家族が3日間程度生活出来る食糧、飲料水、燃料他)
- (3)医薬品、衣類他の携行品の準備
- (4)携帯電話、乾電池式短波ラジオの所持
- (5)パスポートの管理(残存有効期間の確認及びパスポート最終項の「所持人記入欄」への記載をするとともに、下段に血液型を記入する。)
- (6)現金(家族が10日間程度生活出来る額を別途に準備)、クレジットカードの所持
- (7)情報入手手段の確認(事件が発生した場合にどのように情報を入手するか事前に確認)

2. 緊急事態が発生した場合の対応

(1)緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応

正確な情報を入手して状況を正しく把握するとともに、流言飛語に惑わされたりすることなく、冷静に行動しましょう。また、邦人相互間で緊密な連絡をとり、情報の共有に努めてください。(海外での情報収集には、「NHKワールド・ラジオ日本も有益です。

→https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/

それがある場合は、在大連領事事務所は在留邦人(大連日本商工会、日本人学校、主要ホテル、旅行会社、航空会社等)との緊密な連携を保ちつつ、在留邦人向けEメールや、在大連領事事務所ホームページ等により情報を随時提供し、必要な対応や措置について連絡します。

なお、日本政府から退避勧告があった場合は、これに従ってなるべく早く退避、引き揚げを行ってください。外務省は、原則として一般商用機が運行されている間に退避勧告を発出しますので、一般商用機で退避するよう努めてください。また、事態が逼迫して、在大連領事事務所から退避又は引き揚げのための集結の連絡があった場合は、示された集結場所のうち、最寄りの場所に集結してください。

(2)緊急事態発生時における当館の対応

緊急事態が発生し、または発生する蓋然性が高まった場合は、在大連領事事務所長を本部長とする対策本部を設置して、緊急事態の状況に応じた対応を行うことになっています。具体的には、関連情報の収集と提供、在留邦人の安否確認を含めた援護業務、国外退避を必要とする場合の支援など多岐に亘りますが、これらの対応は、外務省や近隣公館との連携のもとで実

施します。

3. 緊急連絡先

不幸にして事件・事故に巻き込まれた場合は、直ちに最寄りの公安局(派出所等)に通報するとともに、家族、会社関係者や当事務所(24時間対応:電話8370-4077)にも連絡し相談してください。

パスポートを盗難・紛失した場合は、大連市公安局出入境管理局外国人管理科からパスポート紛失証明の発行を受けた後、当事務所での手続き(パスポートの発給或いは帰国のための渡航書の発給)が必要となります。また、パスポート・居留許可といった身分関係書類などは、万一に備え予めコピーをとっておくと便利です。

≪当館連絡先≫

在瀋陽日本国総領事館在大連領事事務所

電話:8370-4077(24時間対応)

日本から電話の場合

86(中国国番号)-411(大連市外局番)-8370-4077

住所:大連市西崗区中山路147号 申貿大厦3F

≪当地各機関連絡先≫

・警察 110 (公安局通報センター)【中国語のみ】 24時間体制で通報を受付、各区域で巡回中のパトカーへ指示するシステムになっている。

- ・交通事故 122 【中国語のみ】
- •消防 119 【中国語のみ】
- 教急 120 【中国語のみ、有料】
- ·大連市公安局出入境管理局 外国人管理科

電話:8805-7838 (パスポート紛失証明)【中国語·英語可】

•大連市公安局出入境管理局

(管轄地:市内4区、旅順口区、瓦房店市、普蘭店市、庄河市、長海県)

電話:8676-6108 (査証・居留許可)【中国語・英語可】

住所:大連市甘井子区東北北路101号公共行政服務中心3楼B区

•大連市公安局出入境管理局開発区総合科

(管轄地:開発区・保税区・金州区)

電話:8761-8304 (査証・居留許可)【中国語のみ】

住所:大連経済技術開発区金馬路197号開発区管理委員会西側行政服務中心 2楼

•大連市公安局出入境管理局高新園区総合科

(管轄地:高新園区)

電話:8479-1249(査証・居留許可)【中国語のみ】 住所:大連高新園区高新街1号行政服務中心2楼

≪その他連絡先リスト≫

https://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp/files/100514172.pdf

4 緊急時の中国語リスト

緊急時の中国語 ※下線部に必要な漢字を書くなどして、相手方に示してください
〇私は日本人です。(氏名は)といいます。
我是日本人,叫
〇私をに連れて行ってください。
请送我到。
〇助けて! 救命!
○警察/救急車を呼んでください!
请帮我叫警察!(请帮我报警!)/请帮我叫救护车!
〇 に電話をかけてください。
请拨打电话给
○(パスポート・現金・クレジットカード)を無くしました。
我丟了 <u>护照·现金·信用卡。</u> ※該当する物に ょ をつけてください。
〇(頭・心臓・お腹)が痛いです。
<u>头 ・ 心脏 ・ 肚子</u> 痛!※痛む身体の部位を指しても使えます。